

移住労働者¹に関する統計データの問題点

—ジェンダー統計視点からの検討—

大津 芳子（東京都産業労働局）

1. はじめに

1980年代後半の外国人労働者の急増の時期からほぼ20年が経過し、2004年の日本とフィリピンのFTA交渉では、看護師・介護士の事実上の受け入れ方針が示されるなど、新たな局面を迎えていた。また、東京では、「不法滞在者の約半数が東京にとどまっている」²として、外国人労働者がもっぱら治安対策の対象とされている。

東京には、全国の外国人登録者総数の約2割が在住し、様々な在留資格の外国人が様々な業種で働いている。今回の報告では、行政の外国人労働相談や職業紹介の集計結果と既存の公式統計から、東京における外国人労働者のジェンダー問題を把握することを試みた。

2. 外国人労働者と統計

(1) 既存の統計

「出入国管理統計」「外国人登録統計」（以上法務省）「国勢調査」（総務省統計局）が公式統計であり、労働に関しては「外国人雇用状況報告」（厚生労働省）がある。また、「東京外国人雇用サービスセンター」の業務統計、法務省入国管理局の「留学生等の日本企業への就職状況について」、東京都の「労働相談及びあっせんの概要」がある。

(2) 外国人労働者の統計に関する先行研究

森博美氏は、法務省入国管理局が不法残留者数の推計値を公表するようになつた1992年以前に統計による不法残留者数の推計を行つており（1988,1990）、その他に主要な研究として、外国人の死亡特性（1997）や「定住」資格をもつ日系人の研究（2000）がある。

3. 既存の統計から読み取れること（統計表は当日配布します）

(1) 東京の外国人は女性が多いが就業率は低い

2003年末の東京の外国人登録者数は、約34万人（女性18万人、男性16万人）で女性の方が多い。これは1998年以来である。しかし、就業者数（国勢調査）約10万人のうち女性は4割であり、また、「外国人雇用状況報告」で報告のあった外国人労働者数（直接雇用）でも、男性が6割、女性が4割という比率であり、女性の就業率が低い。

(2) 「専門的・技術的」分野ではない在留資格の労働者

「留学・就学」のアルバイト、「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」等就労可能な外国人は、公式統計では就労者にはほとんど含まれていないと考えられる。しかし、実際には、「外国人雇用状況報告」でも外国人労働者の5割以上を占め、ハローワークでの就職紹介の対象者では、9割以上である。したがって、外国人労働者数は、公式統計の就労者以外に、合法的な労働者が相当数いるということになる。

(3) 女性の比率

「外国人雇用状況報告」で女性の比率がもっとも高いのは「飲食店・宿泊業」であり、東アジアの出身の、「留学・就学」のアルバイトが、「販売・調理・給仕・接客員」の仕事

¹ 「移住労働者」という用語は、ILOやUN文書のMigrant worker, Migrationを念頭においていた国際移動する労働者という意味であり、日本における特別永住者を除くいわゆるニューカマーを対象として使用した。しかし、本報告では、これまでの先行研究で使用してきた「外国人労働者」という用語に統一する。

² 「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」平成15年10月17日法務省入国管理局・東京入局管理局・東京都・警視庁

をしているケースが外国人女性労働者のひとつの典型であるといえる。しかも、「販売・調理・給仕・接客」の正社員率は3.4%と極端に低く、ほとんどが非正規であるといえる。

(4)中国出身者が圧倒的である。

特別永住者の割合が東京は全国より低いが、これを除くと約28万人がニューカマーということになる。その中で中国人が11万人、韓国・朝鮮が5万人であり、東京のニューカマーは中国人が中心である。ハローワークを通しての就職者も半数は中国出身者である。外国人登録での中国の男女別数は、都道府県別のデータがないので明らかではない。

(5)留学生・就学生もアジアが9割

留学生等の日本企業等への就職者数は、毎年五千人前後であるがその半数程度が東京に就職している。中国出身が6割であり、「人文知識・国際業務」への在留資格の転換と、「翻訳・通訳分野」への就職が最も多い。留学生サービスセンターの求人では、情報サービス業、情報処理技術者が半数を占めており、IT関係で外国人への募集が多いことになるが、実際に就職した数は少ないといえる。また、サービスセンターへの登録者は、女性の方が多く、女子学生の就職難を反映している。学歴では4割が大学院卒で、月額報酬では、20～25万円が最も多いが、これは日本の決定初任給とほぼ同じレベルである。このように、「専門的・技術的」分野のニューカマーは、毎年増加している。

(6) 東京都の外国人労働相談状況

毎年2000～3000件を推移している労働相談の相談者の国籍は、中国がもっとも多く3割を占める。相談内容は、賃金の不払いと解雇、労働契約に関することが多いがその他に休暇や保険など多岐にわたる。一般の相談に比べると「飲食店・宿泊業」「教育、学習支援業」「情報通信業」での相談の割合が高くなっている。

4. 統計データの問題点

- (1) 公式統計では、女性の無職が多い。「専門的・技術的」分野の在留資格ではないが就労可能であり、実際にパートタイマーなどで働いている外国人の数を把握できる統計が必要である。
- (2) 「外国人雇用状況報告」では、「留学・就学」のアルバイトや「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」等で働いている人の実態がわかるが、調査項目に対する男女別の集計がないので国籍や在留資格と性別との関係が不明である。同じように外国人雇用サービスセンターの就職状況でも、男女別の就職率や就職先のデータを得ることができない。
- (3) 「労働相談・あっせん概要」では、解雇や賃金不払い、退職強要など労働条件に関する相談や雇用保険や育児介護休業、職場の嫌がらせ、など34の相談項目があるが、集計が男女別に行われていないため、ジェンダー問題として把握することができない。

<参考文献>

- 森博美（1988）「出入国管理統計による『不法』残留外国人数の推計」日本統計研究所『外国人労働問題特集』日本統計研究所報, No.15, 日本統計研究所 pp.60-75
Mori, Hiromi.(1990) An estimate of the inflow of illegal workers into Japan (1975-1988), *Journal of the international economic studies*, The Institute of Comparative Economic Studies, Hosei University, No.4, pp.63-82
森博美（1997）『わが国における外国人の死亡特性について』統計研究参考資料 No.53, 日本統計研究所
森博美(2000)「日本経済と外国人雇用」岩井浩・福島利夫・藤岡光夫編・『現代の労働・生活と統計』北海道大学図書刊行会, pp.101-124